

権利変換の処分の公告

北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業の施行地区内における権利変換計画について、令和元年8月5日付神戸都市第599号により神戸市長の認可を受けましたので、都市再開発法第86条の規定により、下記のとおり権利変換の処分の公告を行います。

令和元年8月8日

施行者 北鈴蘭台駅前再開発株式会社
代表取締役 大寺直秀



記

1. 第一種市街地再開発事業の名称
北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業
2. 施行者の名称
北鈴蘭台駅前再開発株式会社
3. 事務所の所在地
神戸市中央区雲井通五丁目3番1号
4. 権利変換計画に係わる施行地区の名称
神戸市北区甲栄台四丁目14番34
5. 権利変換期日
令和元年8月20日
6. 権利変換の認可を受けた年月日
令和元年8月5日

以上